

## 防衛医科大学校達第6号

防衛医科大学校教官任用資格審査委員会に関する達を次のように定める。

昭和51年11月8日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

### 防衛医科大学校教官資格審査委員会に関する達

改正 昭和52年 4月18日達第 8号  
平成元年 5月29日達第 4号  
平成 7年 3月31日達第 1号  
平成15年 7月 7日達第 5号  
平成19年 3月28日達第 5号  
平成23年12月27日達第 5号  
令和 5年 6月30日達第 3号

(設置)

**第1条** 防衛医科大学校の教授、准教授、講師及び助教（以下「教官」という。）の候補者について、教官としての資格を審査し、教授会における審議に資するため、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の諮問機関として、教官資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 前項の候補者には、次に掲げる場合における者は含まないものとする。

(1) 防衛医科大学校の教授、准教授又は講師の職を離職した者を引き続き非常勤の講師として任用しようとする場合

(2) 防衛医科大学校の非常勤の講師の職にある者の任用期間を更新しようとする場合

(構成)

**第2条** 審査委員会は、原則として、委員5人をもって構成する。

2 委員は、教官の候補者ごとに、教授及び事務官のうちから、教授会に諮り、学校長が命ずる。

3 審査委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。ただし、候補者の配置予定講座等の長以外の者から定めるものとする。

4 委員の任期は、当該候補者の審査に関し、第5条の規定による報告を終了するまでの間とする。

(会議)

**第3条** 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員全員の出席がなければ開催することができない。ただし、学校長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 委員長は、必要に応じ、学校長の許可を得て、審査委員会に委員以外の者を出席させ、又は部外の学識経験者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(審査基準)

**第4条** 教官としての資格の審査基準は、別に定めるところによる。

(報告)

**第5条** 委員長は、審査委員会における審査を終了した場合には、直ちにその結果を学  
校長に報告するものとする。

(庶務)

**第6条** 審査委員会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。

**附 則**

この達は、昭和51年11月8日から施行する。

**附 則**

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

**附 則**

この達は、平成元年5月29日から施行する。

**附 則**

この達は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成15年7月7日から施行する。

**附 則**

この達は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この達は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この達は、令和5年7月1日から施行する。